

平成 25 年度 当初予算 192 億 8 千万円

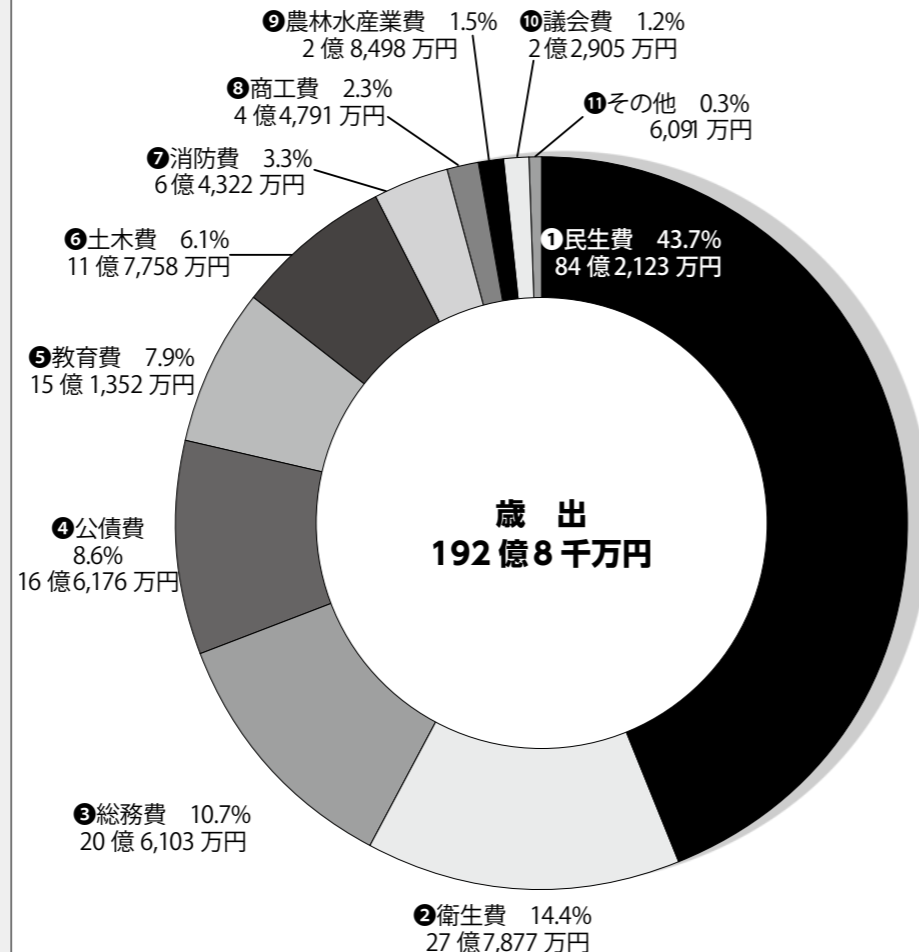
[前年比 9 億 2 千万円 (5.0%) の増]

例えばこんな事業に使います

- ① 民生費**
 - ・高齢者、障がい者への医療、福祉のための費用や、人権に関連したサービス・啓発のための費用 …24 億 7,106 万円
 - ・児童扶養手当の支給や乳幼児医療の助成など、子育てしやすいまちづくりのための費用 …26 億 2,919 万円
- ② 衛生費**
 - ・ごみやし尿の収集・処理、合併処理浄化槽設置補助などの費用 …14 億 3,210 万円
 - ・市民病院会計への支出 …7 億 986 万円
- ③ 総務費**
 - ・有明優都戦略や地域公共交通対策など、住みよいまちづくり、地域振興のための費用 …4 億 2,195 万円
 - ・荒尾競馬場跡地の管理・活用のための費用 …1 億 767 万円
- ④ 公債費**
 - ・道路、公園、港湾、市営住宅建設など土木費のため借り入れたものの元金返済のための費用 …5 億 137 万円
 - ・学校建設など教育費のため借り入れたものの元金返済のための費用 …1 億 6,161 万円
- ⑤ 教育費**
 - ・小中学校の施設維持管理、教育振興のための費用 …7 億 1,131 万円
 - ・万田坑や宮崎兄弟生家等の文化財保護、公民館、図書館など社会教育のための費用 …2 億 4,222 万円
- ⑥ 土木費**
 - ・道路・河川・港湾の維持管理、改良整備などのための費用 …5 億 1,714 万円
 - ・公共下水道会計への支出 …4 億 2,317 万円
- ⑦ 消防費**
 - ・常備消防、救急活動などのための有明広域行政事務組合への支出 …5 億 7,673 万円
- ⑧ 商工費**
 - ・荒尾産業団地への賃貸工場建設費などの企業誘致のための費用 …2 億 3,556 万円
 - ・あらお荒炎祭や荒尾の観光・物産紹介など地域観光振興のための費用 …4,072 万円
- ⑨ 農林水産業費**
 - ・あらおブランドの推進や農業経営基盤強化事業など農業振興のための費用 …1 億 9,659 万円
- ⑩ 議会費**
 - ・議員人件費など議員活動のための費用 …2 億 2,905 万円
- ⑪ その他**
 - ・求職者の就職支援や障がい者の雇用奨励のための費用 …1,350 万円

一般会計歳出予算

- ① 民生費**…市民の社会生活を保障するための経費です。保健・福祉分野に使います。
- ② 衛生費**…市民の健康で衛生的な生活環境を保持するための費用です。環境・保健分野に使います。
- ③ 総務費**…市の一般的な管理事務経費です。
- ④ 公債費**…市の借金を返済する経費です。
- ⑤ 教育費**…幼稚園、小・中学校教育、社会教育やスポーツ振興の教育分野に使います。
- ⑥ 土木費**…道路・公園・港湾・市営住宅などの維持や建設に使います。
- ⑦ 消防費**…消防・水防・災害対策や救急活動などに使います。
- ⑧ 商工費**…商工業の振興や観光事業に使います。
- ⑨ 農林水産業費**…農林水産業の振興などに使います。
- ⑩ 議会費**…市議会運営に使います。
- ⑪ 諸支出金ほかその他**…労働環境の維持改善や災害復旧に使います。



※ 1 万円未満は切り捨てています。

歳入の要点

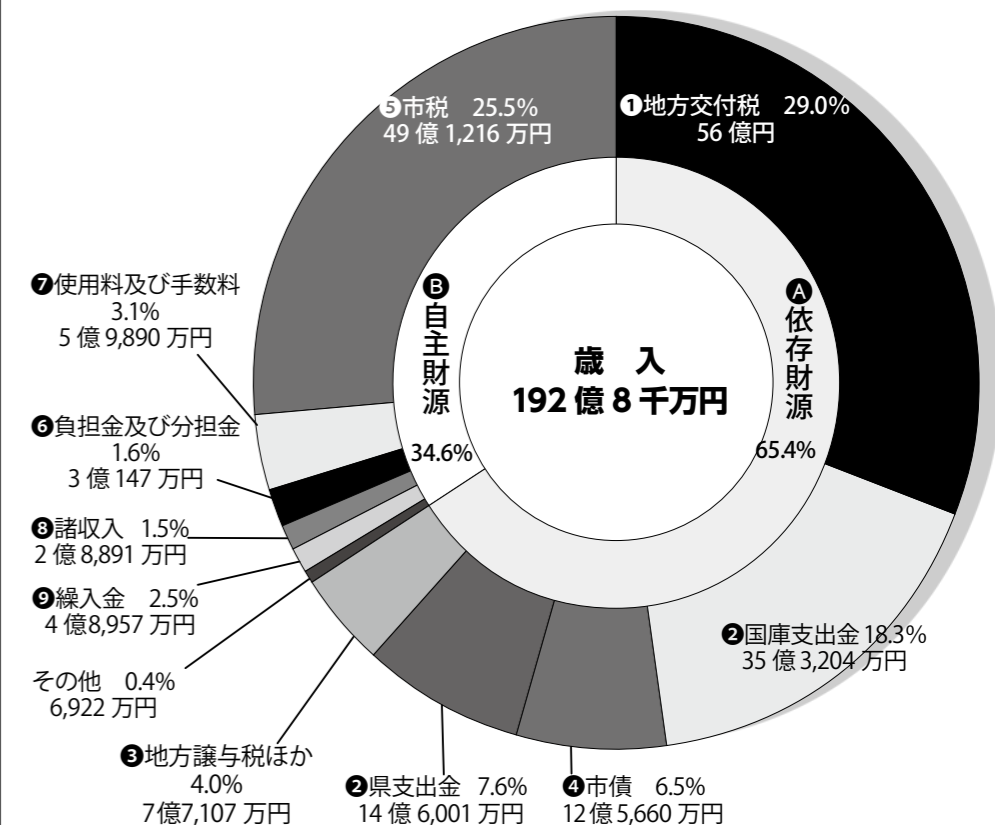
歳入の要点
 家屋の増加による固定資産税の増収など市税全体の増収、地域の元氣臨時交付金、荒尾第三中学校校舎施設整備事業費などによる増額を見込んでいます。
 一方で、地方交付税は、地方財政対策などを基準に本市独自の要因なども考慮し、1 億円の減額を見込んでいます。減収の財源不足を補うため、財政調整基金※などの取り崩しを見込んでいます。
歳出の要点
 定住促進や防災力向上、健康なまちづくりなど、暮らしやすいまちづくりを推進するための事業に重点配分しました。
 増額部分は、児童手当や生活保護などの扶助費や、本年度から一般財源化した子宮頸がん予防ワクチンなどの各種ワクチン接種緊急促進事業費のほか、荒尾第三中学校の校舎増築事業費、文化センターの施設改修費、荒尾産業団地への賃貸工場建設費などがあります。
 減額部分は、緊急雇用創出基金事業費や宮崎滔天上海企画展事業費、公営住宅ストック総合改善事業費などです。
 ※自治体が計画的な財政運営を行うための貯金。財源に余裕があるときに積み立て、不足すると取り崩す。

一般会計歳入予算

- A 依存財源**…国や県によって額が決められ、交付されたり割り当てられるお金です。
- B 自主財源**…市が自主的に収入することができるお金です。

具体的にはこんな収入です

- ① 地方交付税**
地方自治体間の財政力の不均衡を是正するため、国税の一部を一定の基準で国が分配するものです
- ② 国庫(県)支出金**
特定の事業を行うために、国や県から交付されるお金です
- ③ 地方譲与税** 地方揮発油税、自動車重量税などの国税を、一定の基準で国が分配するものです
- ④ 市債**
大きな事業を行うときに国や銀行から借り入れるお金です
- ⑤ 市税**
市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税など、市の財政上最も重要な財源です
- ⑥ 負担金及び分担金**
保育事業や下水道事業など、特定の事業に充てるため、その事業で利益を受ける人から徴収するお金です
- ⑦ 使用料及び手数料**
施設の使用料や、住民票など証明書の交付にかかる手数料などです
- ⑧ 諸収入**
貸付金元利収入や、工業団地の賃貸料などです
- ⑨ 繰入金**
特別会計や基金(市の貯金)などから繰り入れるお金です



※ 1 万円未満は切り捨てています。